

国民健康保険料算定方式の変更に伴う経過措置等の検討状況について

1 算定方式変更の理由

国民健康保険料は、加入者が均等に負担する「均等割額」と世帯の所得に応じて負担する「所得割額」の合算額で構成されます。

このうち「所得割額」について、政令改正により総所得金額等をもとに算定する「旧ただし書方式」に一本化することが定められたため、本市においても平成 25 年度から算定方式を変更するものです。

変更により、保険料負担が大幅に増加する世帯が生じるため、経過措置等を講じる必要がありますが、その検討状況について「国民健康保険運営協議会」における審議状況を報告します。

2 旧ただし書方式について

旧ただし書方式は、市民税で用いる所得控除がないため、税制改正の影響を受けにくい方式です。(図1)

また、市民税方式に比べると、広く薄く保険料を賦課する方式のため、中間所得層の負担緩和が図られます。

3 算定方式変更の影響

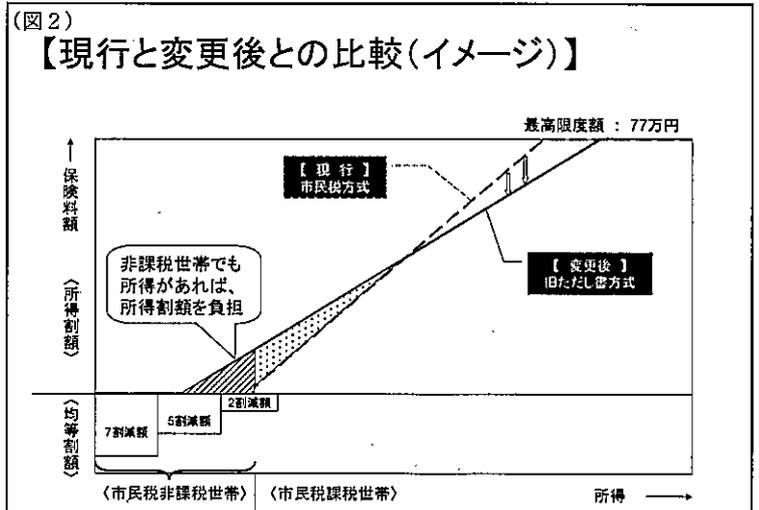
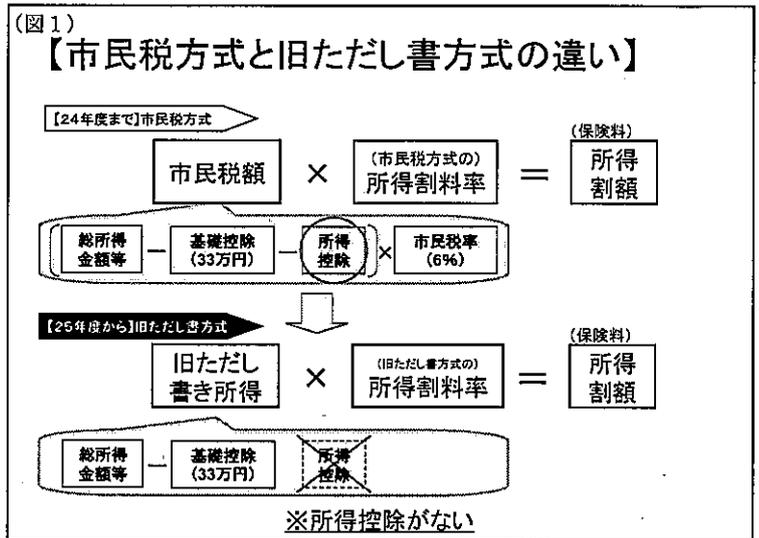
算定方式変更によって、以下の影響が生じます。

①非課税世帯でも、33万円以上の所得があると所得割額の負担が生じます。

《市民税非課税者》

②所得控除の大きい世帯の負担が大きくなります。

《市民税課税者》



(表1) 全体的な傾向

	世帯数	該当者
影響なし	219,000 世帯 (39%)	・均等割額のみ在世帯 (最も所得が少ない世帯) ・保険料限度額到達世帯
保険料額が減少	182,000 世帯 (32%)	・高所得世帯 ・所得控除の少ない世帯
保険料額が増加	163,000 世帯 (29%)	・所得のある非課税世帯 ・所得控除の大きい世帯
総数	564,000 世帯	

※市民税方式から旧ただし書方式に移行した場合(算定方式のみ変更)のシミュレーションをもとに推計

4 算定方式の変更に伴う対応について (案)

(1) 賦課割合の変更 (継続実施)

ア 算定方式の変更によって、これまで所得割額がかからなかった非課税世帯においても、新たに保険料の所得割額が発生するなど、低所得世帯に負担が移動します。

イ このため、保険料総額に占める均等割総額の比率を下げるよう賦課割合を変更することで、負担の割合を全体的に調整します。(図3、4)

それにより、以下のような効果が得られます。

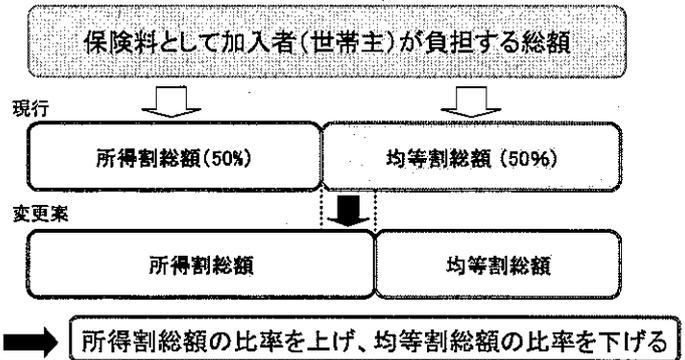
- ①新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯の、保険料増加幅を抑える。
- ②継続的に低所得世帯の負担を軽減する。

ウ しかし、所得割総額の比率を上げすぎると、中間所得層では負担が増えすぎる傾向があるため、バランスのとれた賦課割合の選択が必要です。(図5)

(図3)

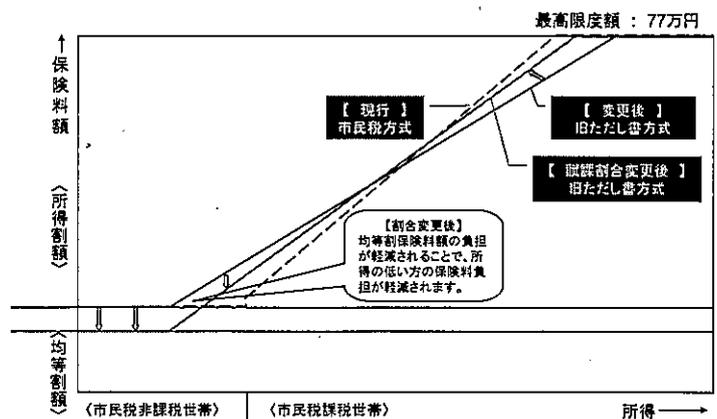
【賦課割合の変更】(継続実施)

- 賦課割合とは所得割総額と均等割総額の比率のこと



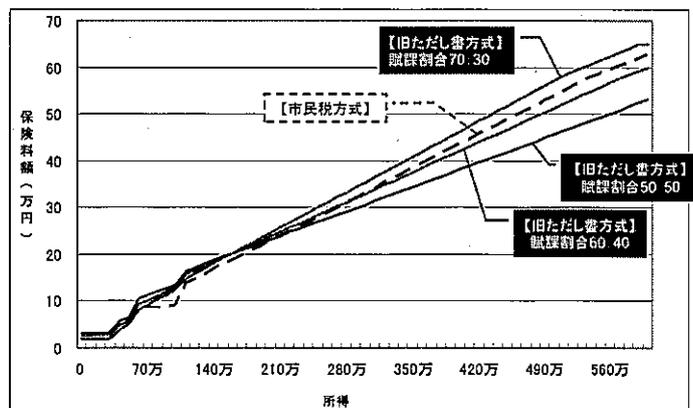
(図4)

【賦課割合の変更(変更後イメージ)】



(図5)

【賦課割合による違い(2人世帯)】



※「賦課割合」の数値は、全て、「所得割額:均等割額」の割合を指す。

5 運営協議会の審議結果の概要について

(1) 運営協議会の開催状況

ア 第1回審議

平成24年7月24日(火) 平成24年度第1回横浜市国民健康保険運営協議会

イ 第2回審議

平成24年9月24日(月) 平成24年度第2回横浜市国民健康保険運営協議会

ウ 第3回審議

平成24年11月28日(水) 平成24年度第3回横浜市国民健康保険運営協議会

(2) 審議結果の概要

ア 賦課割合の変更について

(ア) 低所得世帯の負担を軽減するため、賦課割合を変更すること。

(イ) 割合の検討にあたっては、加入世帯全体の負担のバランスを考慮すること。

イ 経過措置の実施について

(ア) 急激な保険料負担の増加を避けるため、経過措置を講じること。

(イ) 実施内容の検討にあたっては、措置対象外の世帯の保険料負担を考慮すること。

ウ 付帯意見

今回の算定方式の変更について十分な広報に努めるとともに、これに伴う対応策について、加入世帯に対して丁寧な周知を行うこと。

6 今後の予定

国民健康保険運営協議会の審議報告をもとに、算定方法の変更等について条例改正案を作成し、平成25年第1回市会に上程する予定です。

横浜市国民健康保険運営協議会 審議報告

平成 24 年 11 月 28 日

横浜市国民健康保険運営協議会 会長 山崎泰彦

1 議題

横浜市国民健康保険料算定方式の変更について

2 審議日程

(1) 第 1 回審議

平成 24 年 7 月 24 日 (火) 平成 24 年度第 1 回横浜市国民健康保険運営協議会

(2) 第 2 回審議

平成 24 年 9 月 24 日 (月) 平成 24 年度第 2 回横浜市国民健康保険運営協議会

(3) 第 3 回審議

平成 24 年 11 月 28 日 (水) 平成 24 年度第 3 回横浜市国民健康保険運営協議会

3 審議内容

(1) 保険料算定方式の変更についての確認

当局による下記説明を踏まえ、算定方式変更の特徴や影響について確認した。

ア 新たな算定方式である「旧ただし書方式」の特徴について

- ・ 旧ただし書方式は、市民税で用いる所得控除がないため、税制改正の影響を受けにくい。
- ・ 市民税方式に比べると中間所得層の負担が緩和される。

イ 算定方式の変更に伴う保険料負担への影響について

- ・ 33 万円以上の所得がある場合、市民税非課税世帯にも新たに所得割額の負担が生じる等、低所得世帯の負担が増加する。
- ・ 所得控除の大きい世帯の負担が増加する。

(2) 算定方式の変更に伴う保険料負担への影響を考慮した対応についての検討

当局による下記説明等を踏まえ、賦課割合の変更や経過措置の実施について審議した。

ア 賦課割合の変更について

- ・ 所得割総額の比率を上げ、均等割総額の比率を下げる賦課割合の変更を行うと、均等割額が低くなるため、低所得世帯において、継続的に保険料負担を抑制する効果がある。
- ・ 賦課割合の変更にあたり、所得割総額の比率を大きくしすぎると、中間所得層の保険料負担が増えすぎる傾向となる。このため、バランスの取れた賦課割合を選択する必要がある。

イ 経過措置の実施について

- ・ 賦課割合を変更しても、なお、保険料負担の急激な増加が見込まれる世帯が生じることから、これらの世帯に対する負担緩和のための段階的な措置が必要である。

- ・ その具体的な手法については、他都市の実施状況等を参考にすると、所得割額の計算基礎となる旧ただし書き所得を減額する方法が考えられる。
- ・ 措置に要する費用は、保険料の賦課総額に含めることから、措置の対象外となる世帯の保険料負担にも配慮して、その期間や手法を検討する必要がある。

4 審議結果

国民健康保険料の所得割額の算定方式について、横浜市は、現在「市民税方式」を用いているが、政令改正により、平成 25 年度から「旧ただし書方式」に変更することとされている。この算定方式の変更は、加入世帯の保険料負担に多大な影響を与えることから、影響への対応について、当局からの説明をもとに、慎重に審議した。

その結果、当協議会としては、意見を付した上で、次の事項を審議結果として取りまとめたので報告する。

(1) 賦課割合の変更について

ア 低所得世帯の負担を軽減するため、賦課割合を変更すること。

旧ただし書方式への変更により、市民税非課税世帯にも所得割額が生じる等、低所得世帯の保険料負担が増加することから、これを軽減するために、保険料賦課総額に対する所得割総額の比率を上げ、均等割総額の比率を下げるよう賦課割合を変更すること。

イ 割合の検討にあたっては、加入世帯全体の負担のバランスを考慮すること。

賦課割合の変更は、低所得世帯の保険料負担を軽減させる一方で、相対的に中間所得層の負担を増加させることとなるため、変更後の割合の検討にあたっては、所得割総額と均等割総額の割合を 60 対 40 とする等、加入世帯全体の負担のバランスを考慮すること。

(2) 経過措置の実施について

ア 急激な保険料負担の増加を避けるため、経過措置を講じること。

賦課割合を変更しても、なお、算定方式の変更により保険料負担が急激に増加する世帯については、保険料算定の基礎となる所得を減額する等、負担緩和のための措置を数年程度、段階的に実施すること。

イ 実施内容の検討にあたっては、措置対象外の世帯の保険料負担を考慮すること。

上記措置の実施にあたっては、その費用を保険料の賦課総額に含め、加入世帯全体で負担することから、実施内容の検討にあたっては、措置の対象外となる世帯の保険料負担を考慮すること。

(3) 付帯意見

今回の算定方式の変更について十分な広報に努めるとともに、これに伴う対応策について、加入世帯に対して丁寧な周知を行うこと。

国民健康保険料算定方式の 変更について

横浜市健康福祉局保険年金課

(平成24年11月28日 横浜市国民健康保険運営協議会資料抜粋)

議事2 国民健康保険料算定方式の変更について

国民健康保険料所得割額の算定方式は、本市では市民税額をもとに算定する「市民税方式」を採用していましたが、総所得金額等をもとに算定する「旧ただし書方式」に一本化することが政令改正により定められたため、本市においても、平成25年度からは算定方式を変更しなければなりません。

変更により低所得世帯等で保険料負担が大幅に増加することから、経過措置を講じる必要があります。

第1回及び第2回の国民健康保険運営協議会では、以下の事項を説明しました。

【第1回 説明事項】

- (1) 国民健康保険料所得割額の算定方式変更の概要と影響
- (2) 「賦課割合の変更」の概要
- (3) 「経過措置の実施」の概要

【第2回 説明事項】

- (1) 「賦課割合の変更」の効果及びその比率による傾向
- (2) 「経過措置の手法」の概要

今回の国民健康保険運営協議会では、「経過措置」について引き続き詳しく説明し、経年の効果をシミュレーションにより説明します。

なお、本日の説明を受け、この会議において「審議とりまとめ」をお願いします。

※詳細については、次ページからの資料をご覧ください。

国民健康保険料算定方式の 変更について

横浜市 健康福祉局 保険年金課
平成24年11月28日



1

これまでの国民健康保険運営協議会より

- 1 市民税方式と旧ただし書方式の違い
- 2 算定方式変更による保険料額の増減について
- 3 算定方式変更に伴う対応について(概要)
 - ・「賦課割合の変更」
 - ・「経過措置の実施」

2

国民健康保険料の算定方法

保険料は、医療分・支援分・介護分ごとに算定します。

所得割額

加入者の市民税額に応じて算定

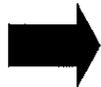
+

均等割額

加入者ごとに、人数に応じて算定

=

国民健康保険料



所得割額の算定方法が変更されます

3

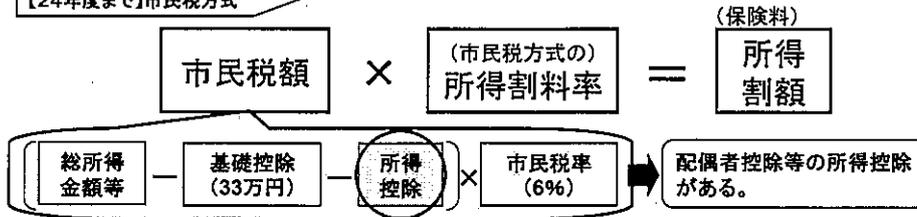
旧ただし書き方式の特徴

- 1 税制改正の影響を受けにくい
- 2 全国で99%の市区町村が採用しており、
後期高齢者医療制度でも採用されている
- 3 税方式に比べ、中間所得者の負担が緩和
される

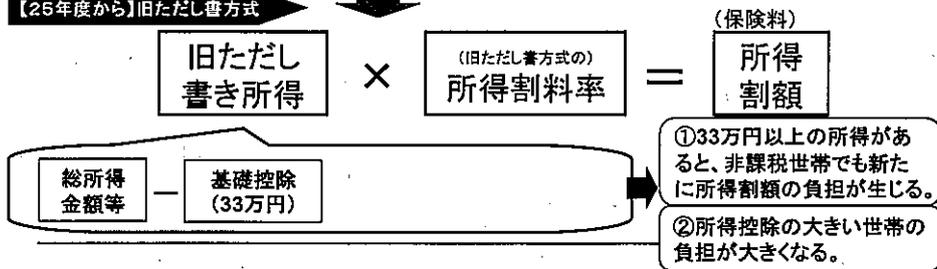
4

市民税方式と旧ただし書方式の違い

【24年度まで】市民税方式



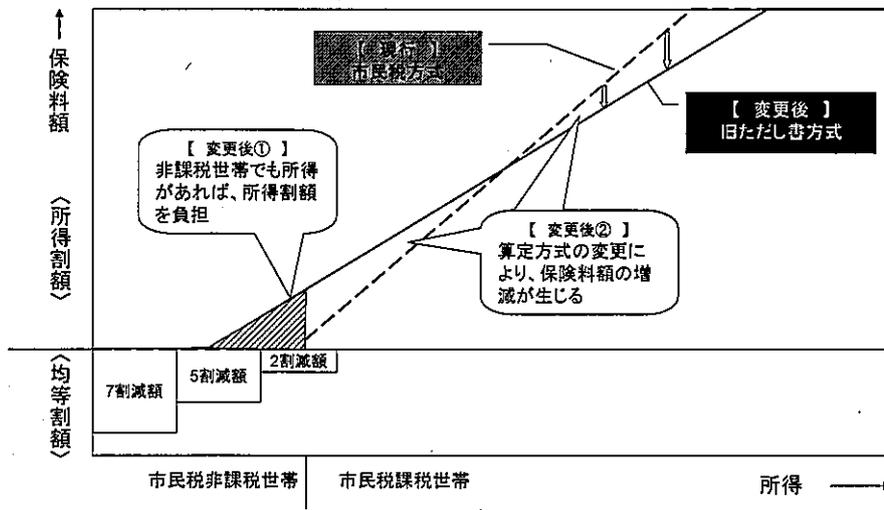
【25年度から】旧ただし書方式



5

現行と変更後との比較(イメージ)

最高限度額：77万円



6

保険料の増減について

影響なし

- ・均等割額のみ
(所得33万円以下)世帯
- ・保険料限度額到達世帯
<約21万9千世帯(39%)>

保険料額が減少

- ・高所得世帯
- ・所得控除の小さい世帯
<約18万2千世帯(32%)>

保険料額が増加

- ・新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯
- ・所得控除の大きい世帯
<約16万3千世帯(29%)>

7

算定方式の変更に伴う対応について

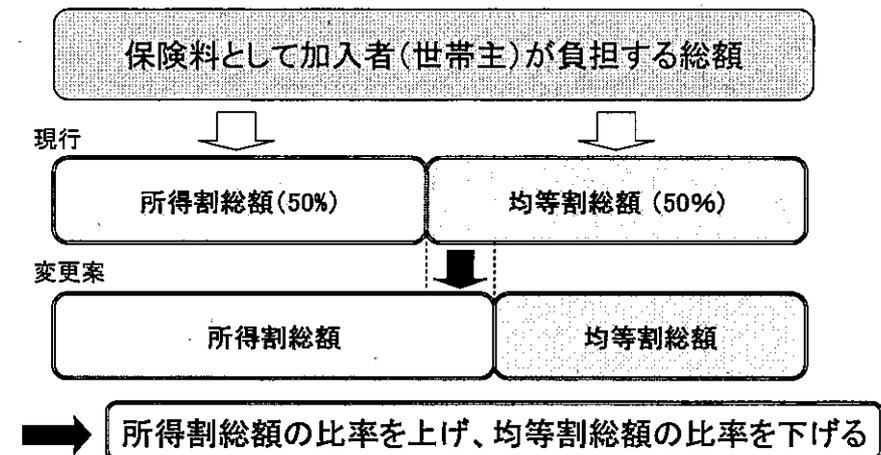
新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯など、保険料額が増加する世帯が見込まれるため、対応が必要。

- 1 「賦課割合の変更」
- 2 「経過措置の実施」

8

賦課割合の変更(恒久的)

- 賦課割合とは所得割総額と均等割総額の比率のこと



9

賦課割合の変更について

新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯など、低所得世帯の負担を軽減するために、賦課割合を変更します

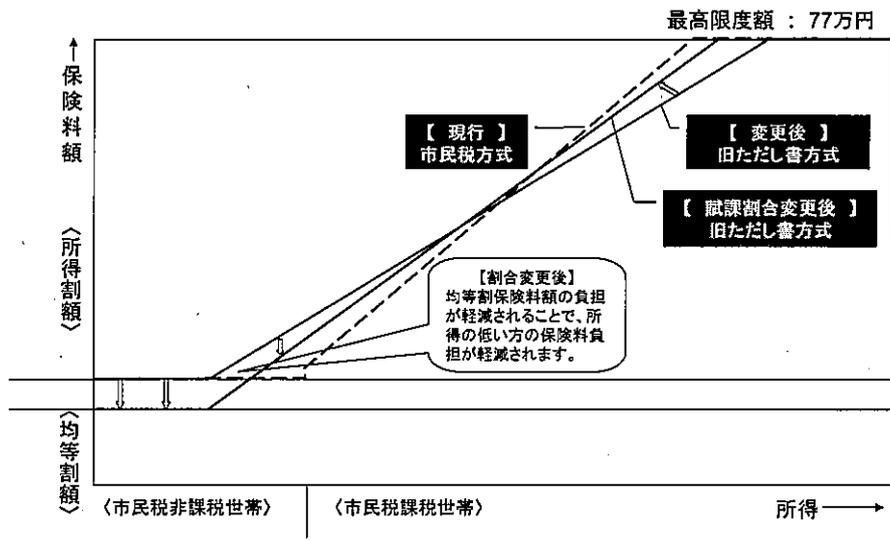
算定方式の変更により、非課税世帯でも所得割額が発生するなど所得が低い層に負担が移動します。賦課割合を変更(均等割総額の軽減)することで、負担のバランスを全体的に再調整します。

○効果

- ①新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯の、保険料の増加幅を抑える
- ②継続的に低所得世帯の負担軽減となる

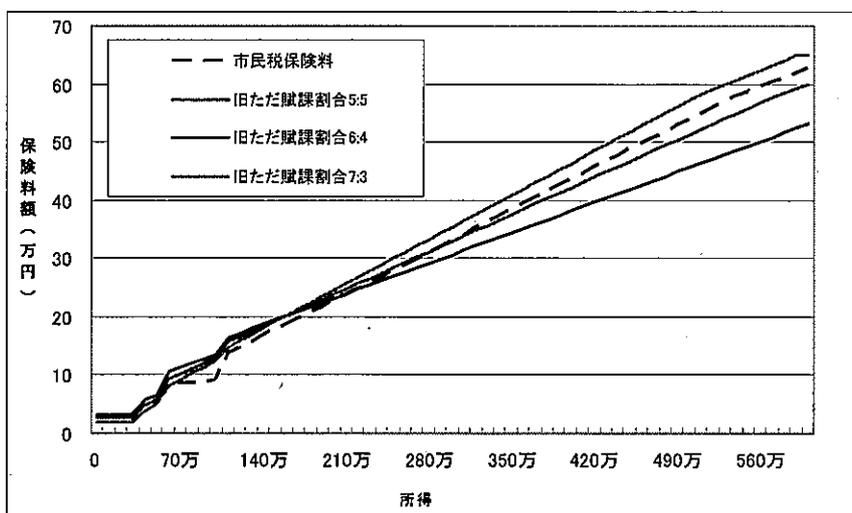
10

賦課割合の変更(変更後イメージ)



11

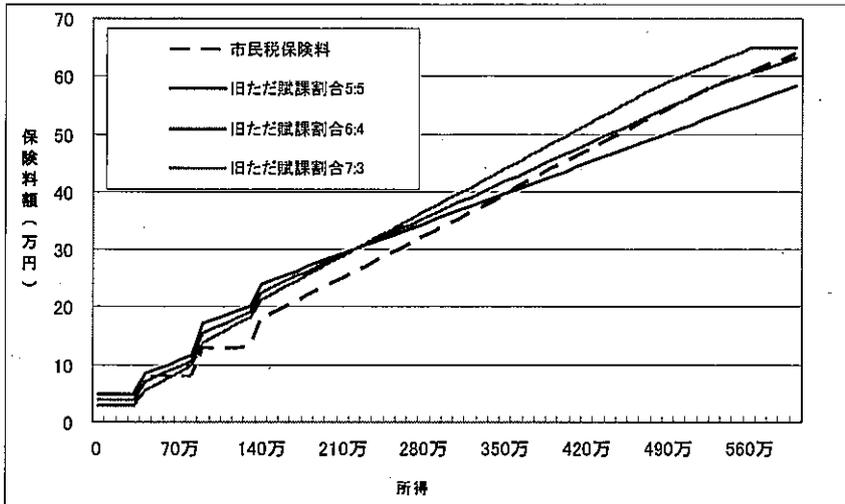
賦課割合による違い(2人世帯)



※「旧ただ賦課割合6:4」は、所得割額:均等割額=60:40、「7:3」は、所得割額:均等割額=70:30

12

賦課割合による違い(3人世帯)



※「旧ただ賦課割合6:4」は、所得割額:均等割額=60:40、「7:3」は、所得割額:均等割額=70:30

13

賦課割合の変更

- 1 新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯など、低所得世帯において保険料負担を抑制する効果がある。
- 2 所得割総額の比率を大きくしすぎると、中間所得者層では、負担が増える傾向がある。



バランスのとれた賦課割合の選択が必要

14

「経過措置の実施」について

15

経過措置の実施について

《賦課割合の変更により負担のバランスを調整しても、なお算定方式の変更により、保険料の増加が見込まれる世帯が発生する》

急激な保険料額の増加を避けるため、数年程度の経過措置期間を設ける

○手法

旧ただし書き所得の一部を控除して所得割額を算定することで、保険料額の増加を抑制

○対象者

- ① 新たに所得割額の負担が生じる非課税の者
- ② 変更によって、所得割額が大幅に増加する者

16

経過措置の対象

1 新たに所得割額の負担が生じる非課税者

➡ 所得33万円以上の非課税者

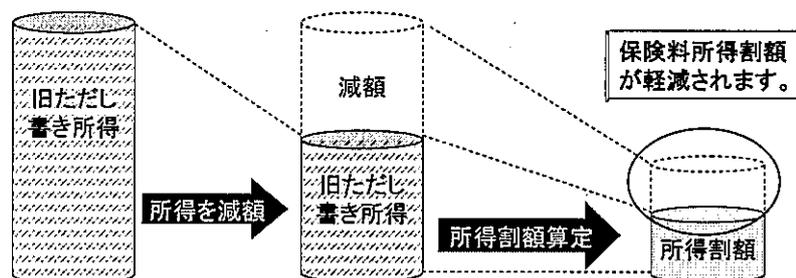
2 所得割額が大幅に増加する者

➡ 課税標準額と旧ただし書き所得の差が大きい(所得控除額が多い)

17

① 非課税者への経過措置

◆ 旧ただし書き所得を減額して所得割額を算定します。



18

② 所得割額が大幅に増加する者への経過措置

市民税方式



= 保険料所得割額が大幅に増加

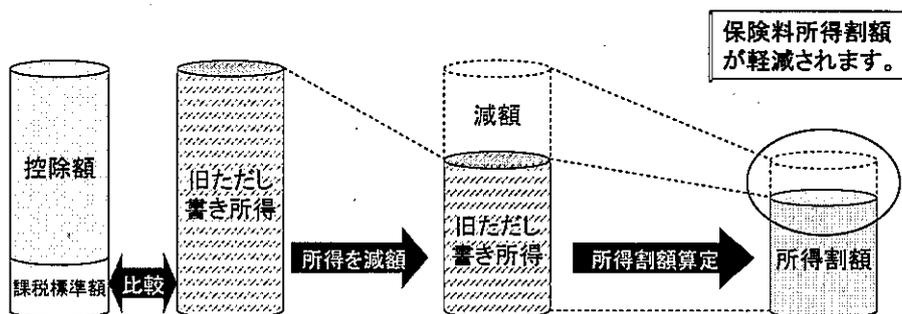
旧ただし書方式



19

② 所得割額が大幅に増加する者への経過措置

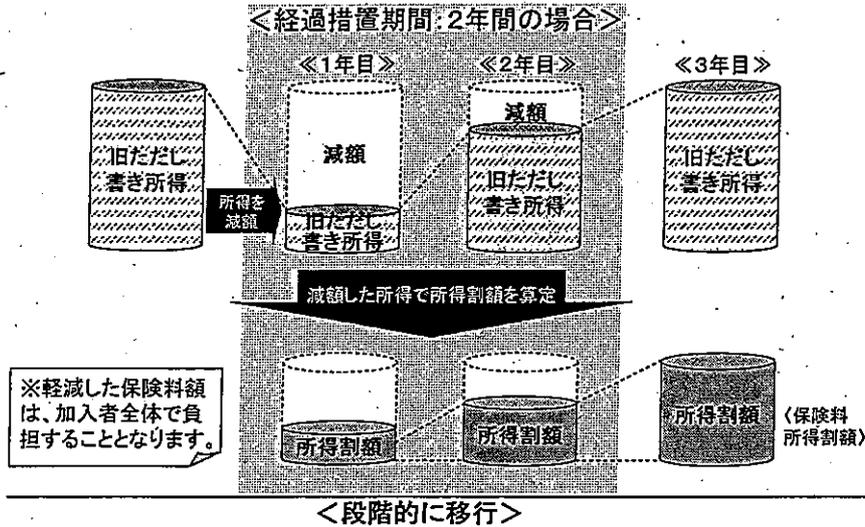
◆ 課税標準額と旧ただし書き所得を比較し、一定程度超えた場合に、越えた部分の旧ただし書き所得の一部を減額します。



20

経過措置の減額率について

【保険料額の減額率の推移イメージ】



他都市の状況(東京23区・川崎市)

	経過措置期間	経過措置内容
東京23区 (23年度移行)	2年間	① 非課税者…旧ただし書き所得を減額 ② 課税者…課税標準額の1.5倍を超える旧ただし書き所得を減額 《減額率》非課税者=75% 課税所得100万以下=50% 課税所得200万以上=25%
川崎市 (24年度移行)	3年間	① 非課税者…旧ただし書き所得を減額 ② 課税者…課税標準額の2倍を超える旧ただし書き所得を減額 《減額率》1年目90%、2年目60%、3年目30%、4年目以降10%(ただし10%減は当分の間) ③ 寡婦・障害…保険料所得割額から一定額(所得控除額の5%)を控除(3年間)

保険料のモデルケース

モデルケース① 3人世帯(夫婦と子ども1人)の場合

《経過措置の対象》

所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、所得割額:均等割額=50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40に変更		
		1年目 経過措置実施 (所得を70%減額※)	2年目 経過措置実施 (所得を40%減額※)	3年目 経過措置なし
200万円	239,240円	267,380円	273,520円	280,990円

※保険料額は、全て医療分+支援分。平成24年度における試算。
 ※市民税方式は、社会保険料控除を収入の10%として試算。
 ※経過措置の対象は、「課税標準額と旧ただし書き所得の差が1.8倍」の場合として試算。

23

保険料のモデルケース

モデルケース② 4人世帯(夫婦と子ども2人)の場合

《経過措置の対象》

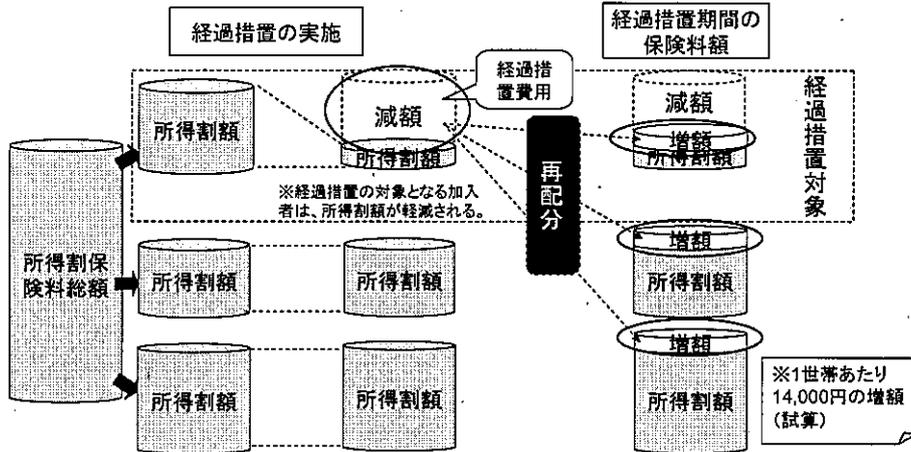
所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、所得割額:均等割額=50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40に変更		
		1年目 経過措置実施 (所得を70%減額※)	2年目 経過措置実施 (所得を40%減額※)	3年目 経過措置なし
200万円	250,920円	268,150円	293,300円	323,720円

※保険料額は、全て医療分+支援分。平成24年度における試算。
 ※市民税方式は、社会保険料控除を収入の10%として試算。
 ※経過措置の対象は、「課税標準額と旧ただし書き所得の差が1.8倍」の場合として試算。

24

経過措置の財源について

保険料の総額は変わらないため、経過措置費用は全ての加入者で負担



25

保険料のモデルケース

モデルケース③ 2人世帯(夫婦)の場合

《経過措置の対象外》

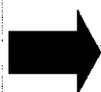
所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、所得割額:均等割額=50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40に変更		
		1年目 経過措置実施 (経過措置費用を負担)	2年目 経過措置実施 (経過措置費用を負担)	3年目 経過措置なし
400万円	435,720円	455,390円	439,980円	421,260円

※保険料額は、全て医療分+支援分。平成24年度における試算。
 ※市民税方式は、社会保険料控除を収入の10%として試算。
 ※経過措置の対象は、「課税標準額と旧ただし書き所得の差が1.8倍」の場合として試算。

26

経過措置の期間が長くなると

- 1 経過措置期間中は、そのための費用を経過措置対象外の加入者にも負担を求めることとなる
- 2 経過措置期間中に税制改正等が行われると、経過措置の効果が薄められることとなる



減額率や期間は、加入者全体の負担のバランスを考慮することが必要

27

本日のまとめ

【賦課割合の変更】

賦課割合の変更は、新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯など、低所得世帯において保険料負担を抑制する効果がある。一方、所得割総額の比率を大きくしすぎると、中間所得者層では、負担が増える傾向がある。

バランスのとれた賦課割合の選択が必要

【経過措置の実施】

急激な保険料額の増額を避けるため、段階的な経過措置が必要。一方、その財源を保険料に求めることから、他の加入者の保険料負担を増加させることとなる。

加入者全体の負担を考慮することが必要

28

ご清聴ありがとうございました。

横浜市健康福祉局

29

【保険料のモデルケース】

モデルケース① 単身世帯

所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、 所得割額:均等割額 =50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40			備考
		1年目	2年目	3年目	
		経過措置実施	経過措置実施	経過措置終了	
100万円	115,340円	110,260円	107,450円	104,030円	経過措置対象外
200万円	215,900円	211,060円	204,050円	195,530円	経過措置対象外
300万円	318,200円	311,860円	300,650円	287,030円	経過措置対象外
400万円	421,110円	412,660円	397,250円	378,530円	経過措置対象外

モデルケース② 2人世帯(夫婦)

所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、 所得割額:均等割額 =50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40			備考
		1年目	2年目	3年目	
		経過措置実施	経過措置実施	経過措置終了	
100万円	91,350円	110,590円	119,230円	129,660円	
200万円	227,560円	253,790円	246,780円	238,260円	経過措置対象外
300万円	329,880円	354,590円	343,380円	329,760円	経過措置対象外
400万円	435,720円	455,390円	439,980円	421,260円	経過措置対象外

モデルケース③ 3人世帯(夫婦と子ども1人)

所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、 所得割額:均等割額 =50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40			備考
		1年目	2年目	3年目	
		経過措置実施	経過措置実施	経過措置終了	
100万円	128,200円	122,810円	141,380円	163,850円	
200万円	239,240円	267,330円	273,520円	280,990円	
300万円	341,560円	397,320円	386,110円	372,490円	経過措置対象外
400万円	450,340円	498,120円	482,710円	463,990円	経過措置対象外

モデルケース④ 4人世帯(夫婦と子ども2人)

所得金額	市民税方式 【現行】 *賦課割合は、 所得割額:均等割額 =50:50	旧ただし書方式 *賦課割合は、所得割額:均等割額=60:40			備考
		1年目	2年目	3年目	
		経過措置実施	経過措置実施	経過措置終了	
100万円	106,840円	105,710円	124,280円	146,760円	
200万円	250,920円	268,150円	293,300円	323,720円	
300万円	353,220円	408,760円	411,700円	415,220円	
400万円	462,600円	540,850円	525,440円	506,720円	経過措置対象外

※保険料額は全て、医療分+支援分。平成24年度における試算。

※市民税方式は、社会保険料控除を収入の10%として試算。

※旧ただし書方式は、試算による。1年目は、旧ただし書所得を70%減額、2年目は、旧ただし書所得を40%減額し保険料額を算定。

※経過措置の対象は、「課税標準額と旧ただし書き所得の差が1.8倍」の場合として試算。

※賦課割合の変更による影響を含む。